

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和 8 年 6 月 23 日（火） 午前10時00分～午前10時32分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 3 番 神谷 直子、 6 番 今原 ゆかり、
10 番 北川 広人、 12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、
14 番 黒川 美克

オブザーバー

副議長（2 番） 荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

一般 2 名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、総務部長、財務 G L、市民部長、市民窓口 G L、税務 G L、
都市政策部長、防災防犯 G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第33号 高浜市税条例の一部改正について
- (2) 議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (3) 議案第35号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第36号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- (5) 議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可いたしましたので御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月19日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案5件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、副委員長の黒川美克委員を指名いたします。

それでは、当局から説明を加えることがあれば願います。

説(総務部) 特にございませぬ。よろしく願いいたします。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑との重複を避け、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。

《議 題》

(1) 議案第33号 高浜市税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) 2つの項目についてお聞きします。

まず、個人市民税で第35条の3の3、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する部分について伺います。

今回の改正では、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、一定の方に提出を求めることとされております。そこで、本市において、この改正の対象となる方はどの程度見込んでいるのか。また、対象者への周知や申告支援についてはどのように対応していく考えか、お聞かせください。

答(税務) それでは、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の件について、お答えいたします。

まず、対象者と人数の見込みですけれども、こちらはまず、いわゆる課税の資料が公的年金支払報告書のみの方で、あと、本人における、例えば障害者控除、それから寡婦控除の適用の方、それから扶養親族がいる方で非課税の者について、人数については約170名が影響すると考えられます。

もう一点の周知方法についてですが、こちらにつきましては、広報、それからホームページによって周知の方法を考えております。

問(12) 支援についてどう対応していくお考えかっていうのがちょっと抜けてましたので。

答(税務) 支援という観点につきましては、一つの方法としましては、先ほど申し上げた、対象者の方に個別に御案内することも検討の一つかなというふうに考えております。

問(12) 次に、同じく、個人市民税で附則第19条の3の特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例に関する部分について伺います。

今回の改正により、特定暗号資産による譲渡所得については、この所得額の大小にかかわらず、同一税率で課税されることになるという理解でよろしいでしょうか。

答(税務) 委員おっしゃられるとおり、この特定暗号資産に係る譲渡所得に係る税率につきましては、所得の大小にかかわらず、一律同じ税率に改正されるというものでございます。

問（12） それでは確認ですが、今回のこの改正により、この特定暗号資産による譲渡所得については、総合課税の場合より税負担が軽くなるケースも生じ得るという理解でよろしいでしょうか。

答（税務） 委員おっしゃるとおりでございます。

総合課税ということですので、税率が10%、市民税6%、県民税4%ですが、こちらが分離課税ということになりますので、市民税が3%、県民税が2%という税率適用になるものでございます。

問（13） まず、参考資料43ページの第59条の固定資産税の免税点の見直しについて、今回この土地が据え置きと書かれてるんですけど、なぜこれ土地のみ据え置きとなったのか、教えてください。

答（税務） 土地につきましては、この国のほうで基準値、それから閾値を計算した結果、土地につきましては、現状その指数について地価は下落していることを踏まえ、土地に係る免税点は据え置きするということでございます。

問（13） その土地の地価が下落っていうのは何を基に下落なのかちょっとよく分からないので、これ何か多分基準があるかなと思うんですけど。できたら、それ分かったら教えていただきたいのと、あと、同じくずっとこの間いろいろ附則の第6条に書かれているOTC医薬品、これについて国会でいろいろ議論になってたかと思うんですけど、市民の方にもせっきakですのでのどのようなものかっていうのと、今回撤廃されてる理由につきまして、改めてここで御説明をお願いしたいと思います。

答（税務） 先ほどの固定資産税の免税点の土地に関する地価の下落につきましては、すいません、ちょっとこちらのほうに手持ちがありません。（下段、答弁あり）

この固定資産税の免税点につきましては、前回の見直しがあったのが平成3年というところで、そこから比べて今回国のほうで一律的に見直しをされた結果、現在は地価が下落されているということで、土地については、その免税点が据え置きになっているところでございます。

それから、附則第6条のいわゆるセルフメディケーションの関係ですけれども、市民への周知につきましては、先日も答弁しましたとおり、広報、それからホームページによる周知のほうも現在準備しておるところでございます。

そのOTCの医薬品についてですけれども、OTCの医薬品がどのようなものかっていう説明は掲載することはできるんですけども、その医薬品がどれだけの医薬品が対象

かっていうのが、厚生労働省のホームページに多岐にわたる医薬品が対象になっておりますので、そこを見ると、その対象となる医薬品が見れるようにするとかっていうことで、周知のほうを考えております。

問（13） これ知ってる人はもう既に国会でも議論になってるから知ってるんだけど、ただ、やっぱり知らない人もまだまだたくさんいると思うので、結局、例えば確定申告とかで例年どおりにばあっとやってしまって、ＯＴＣ医薬品も含まれてるっていう場合ってというのは、結局それはもう返されちゃうんですかね。やり直しになるっていうかそういう形っていうか、そういう理解でいいんですかね。どういうふうな。

答（税務） 先ほどの適用期限の撤廃のことについて、おそらく答弁漏れがございましたので改めてお答えしますが、スイッチＯＴＣ医薬品に関して適用期限が撤廃になった経緯につきましては、軽度な体の不調は御自分で手当てするっていういわゆるセルフメディケーションを、限りある医療資源を有効に活用しながら、健康の維持、増進を図るというところを、国でもって今後さらに推進していく必要があることから、スイッチＯＴＣ医薬品については適用期限を撤廃するというところでございます。

それから、その確定申告に来られた際ですけれども、大半の方は医療機関に受診されたその領収書を持って来られる方が大半で、それでいわゆる10万円以上の金額がかかったことについて確定申告をされる方が大半になりますので、なので、この制度を知らない、そのセルフメディケーションの制度自体を知らないというところで、現状ではその広報、それからホームページなどで改めて周知していくのが適切かなというふうに考えております。

答（市民部） スイッチＯＴＣ医薬品については、適用期限が撤廃ということは、今まで限定的であったものがもうずっとこれからオーケーですよという意味でございまして、よろしくお願いします。

問（13） では、附則第7条の3の住宅ローン控除が行われた場合なんですけど、これ個人市民税は減収となると思うんですが、これそのまま減収となってしまうのか、それとも国から補填されるのか、どういう形になるんでしょうか。

答（税務） 委員おっしゃられるとおり、確かに個人市民税は減収になりますけれども、その補填としましては国から地方特例交付金が全額歳入されるということになっております。

問（13） 附則の8条のこの肉用牛の売却の免税措置について、これ以前も期間が延長

されてたように思うんですけど、なかなかこれってあんまり身近に感じないっていうところで、この適用を受けた方っていうのがいるのかということと、それから、これ肉用牛の売却による農業所得は免税措置を受けることができるんでしょうか。教えてください。

答（税務） 高浜市内においては、この適用を受けている方はゼロ名ということになっております。あと、免税っていう内容ですけれども、1頭当たりで100万円未満の肉用牛について、年間売却頭数が1,500頭までについて、その所得税、それから住民税が免除される、そういった制度でございます。

問（13） 先ほど、ほかの議員からお話があったんですけど、この附則の19条の3の特定暗号資産、このところがやはり今回の改正によって一般的にあまりなじみのないような特定資産の、これ結局世界的な位置づけが高まったように感じるんですけど、今回の改正の背景、それから最大のポイントについて教えていただきたいと思います。

答（税務） 背景とポイントが重複するところがあるかもしれませんが、この今回の制度改正につきましては、この特定暗号資産をほかの多くの金融商品と同様に、いわゆる分離課税にすることで、暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすいその環境を整備しまして、国民の安定的な資産形成を支援するものということで、従来、総合課税だったものが分離課税に改正されるものでございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（2）議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

(3) 議案第35号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) 1点だけお聞きします。

今回のこの課税限度額の引上げにより、実際に影響を受ける世帯数及びその増収額をどの程度見込んでいるのか、お聞かせください。

答(市民窓口) 今回の限度額の改正によって影響を受ける世帯数と影響額についてでございます。

本来でいけば、令和7年所得に基づいて課税計算を行うところでございますが、まだ今準備中でございますので、もう1年前、令和6年の所得での試算となるので御了承いただければと思うんですけれども、令和6年所得の試算でいくと、影響するのは95世帯、影響額については約95万円ほどになるというふうに試算しております。

問(13) 今の税収が95世帯で95万円っていう話になったんですけど、そうすると、この今回のこの高所得者の負担増による税収増により、1世帯当たりの税額っていうのはすごく少なくなるんですけど、そのあたりどれぐらい軽減されてるのかっていうことを計算されていたらお示しいただきたいと思います。

答(市民窓口) こちらちょっと試算ではないんですけれども、厚労省の推計によりますと、いわゆる中間所得者層でどれが抑制効果があるかっていうようなところを試算したところでいうと、年収400万の世帯というふうな場合ですと、1,000円の抑制効果があるというふうに試算されております。

答(市民部) 95万円の税収が上がってくるということで、今、加入世帯が4,500超いるんですが、1世帯当たりにすると200円ちょっとの負担が軽減されるということでございます。

問(13) 今回のいわゆる影響世帯が95世帯ということなんですけど、そうすると、この95世帯っていうのは所得が大体幾らぐらいの方になるのか教えていただけますでしょうか。

委員長 答弁を願います。

答(市民窓口) 課税限度額をどれぐらいの所得の方が到達するかっていうようなところでお答えさせていただきますけれども、ちょっとこれいろんな計算があるんですが、一つのモデルとして、御夫婦で40歳代の方と専業主婦の方とあとお子さんが2人いらっしゃるというようなことで、そういうパターンですと、今回113万円が限度額という形

になりますので、それを超えるのは総所得金額で約960万円の所得をお持ちの方はそれでもって限度額を超えるというようなことの計算をしております。

問（13） 第23条の軽減措置の拡大のほうについてお聞きしたいんですけど、7割、5割、2割軽減のところで、これ以前、ほかの議員からもちっと質問があって、これ答弁がよく分からないってところがそういった記憶があるので改めてもう一度お聞きするんですけど、この7割軽減が軽減措置が拡大されないのはなぜかというところと、あと、今すごく物価が上がってるってところで7割軽減だけ据え置きっていうことは、これ支援の在り方として十分と言えるのかなと思うんですけど、そのあたりについて御説明をお願いいたします。

答（市民窓口） 今、7割軽減はどうして対象にならないのかっていうふうなことの御質問をいただきましたので、御回答いたします。

確かに7割、5割、2割ということで軽減がございますけれども、7割につきましてはもともとその計算をする際に、所得割についてがもともと所得割が生じない世帯という方が対象となりますので、今回の物価上昇の影響は少ないというふうなことを見込まれて、見直しはしないというような形になります。

問（13） 市としてもそのとおりだなんていう考えってことでいいんですよっていうところで。

あと、今回のこのいわゆる軽減措置の拡充というところで、この5割の拡大、それから2割の拡大のところで、給与所得者等の数マイナス1っていうところがあるかと思うんですけど、このマイナス1のところのこの給与所得者等の等っていうのが何を示すのか、御説明お願いできますか。

答（市民窓口） 給与所得者の等ってありますけれども、この資料では給与所得っていうことで一つ例を挙げておりますけれども、例えば、自営業の方ですと営業所得とかほかの所得のいわゆる所得分のお持ちの方もいらっしゃいますので、そこで等っていうような形で表させていただいているということになります。

問（13） いわゆる雑所得とか、あと、いわゆる不動産所得とか。年金はどうなんですかね。ちょっとそのあたりもよく分からないんですけど。

答（市民窓口） 今、年金はどうかという、確かに国保に御加入の方、お年の方もいらっしゃるの年金収入をお持ちの方もいらっしゃいますが、年金収入ですと雑所得という形の区分になりますので、ここの等に含まれる形になります。

問（13） 今のこの算定方式を見ると、基準額、給与所得者等の数マイナス1掛ける10、世帯の被保険者数掛ける31万、51万とそれぞれ区分されてて、被保険者に乗じる金額のみが近年引き上げられております。算定上、それぞれの算定項目のこの意味するところは何かということと、また、なぜ被保険者数に乗じる金額のみ引上げが行われるのかについてお願いいたします。

答（市民部） 参考資料48ページのところを見ていただくと分かりがいいんですが、例えば、5割軽減ですと基準額43万円プラス給与所得者等の数引く1掛ける10万円、これが7割、5割、2割もそれぞれこの算定式が入っております。この部分は何を意味するかというと、43万円というのは個人市民税の基礎控除額が43万円、その右側の掛ける10万円っていうのが、以前の税制改正で不利益を被らないという特例措置を設けたということでこれがあるので、この部分が基礎的な控除される額というふうに認識しております。この一番右側の被保険者数掛ける何ぼというところが物価とか賃金上昇等によって軽減世帯が過度に縮小しないようにここで調整を国のほうで行っているという立てつけでございます。

問（13） 今回のいわゆる5割軽減と2割軽減の拡大により、市としての影響はどのようにお考えなのか、教えていただけますか。

答（市民窓口） 総括のときにも御答弁させていただいた内容と重なるかもしれませんが、今回の軽減措置、2割、5割を上げさせていただいたということで、これはいわゆる物価なり人件費の上昇というふうなものに合わせるような形になりますので、今まで5割の軽減を受けた方が2割にならないように、2割の方が軽減から外れないようにって形で軽減に影響がないように今回措置させていただきますので、そういう意味でいくと、影響は全体的にはないっていうふうな形で捉えております。

問（13） 結局、いわゆる中間所得層の負担を抑えるっていうことで、いわゆる高所得者のところは少し限度額引上げされて、95世帯95万円が影響してますよ。一方は、5割軽減、2割軽減は少し拡充していきますよっていうことだと思うんですけど、これによって結局うちのこの国保税は、プラスマイナスっていうのはそのあたり何か予測というか、さっきだと令和6年度でしか今計算できないということなんですけど、そのあたりされてるのかどうか。されてれば、出してるのであれば、教えていただきたいんですけど。

答（市民窓口） 全体としては、影響はないっていうふうなことを見込んでおります。

答（市民部） 課税限度額で95万円上がります。この軽減の拡大によって、一見、数字は上がっておるんですが、今の制度上の立てつけとすると、これだけ給料とかが上がって、現在の5割世帯、2割世帯はイコールになるという立てつけでございますので、95万円は税収がアップするという考え方でございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（4）議案第36号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（13） 資料の新旧対照表のところで、いわゆる葬祭補償の金額が今回上がるということなんですけど、これ近隣自治体も同じように上がるという認識でよろしかったでしょうか。

答（防災防犯） 今回の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴うものですので、近隣自治体と同様でございます。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

（5）議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質疑なし

委員長 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第33号 高浜市税条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第34号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第35号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第36号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第40号 令和8年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

挙手多数により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。
お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会します。

委員長挨拶

終了 午前10時32分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長